



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価(送料共)1か月2,200円

## 目次

### ○ 告示

- 987 特定非営利活動法人の設立認証の申請 (NPO協働推進課)
- 988 生活保護法による指定医療機関の廃止 (福祉保健総務課)
- 989 生活保護法による医療機関の指定 ( " )
- 990 介護保険法による指定介護予防サービス事業者の指定 (長寿社会推進課)
- 991 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定 ( " )
- 992 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 ( " )
- 993 高等技術専門校の訓練課程等 (雇用推進課)
- 994 和歌山産業技術専門学院生徒募集 ( " )
- 995 畑田池土地改良区の役員の就退任 (農村計画課)
- 996 保安林の指定解除予定の通知 (森林整備課)
- 997 土地区画整理事業の終了認可 (住宅環境課)

### ○ 公告

平成18年度中小企業近代化資金貸付金債権管理回収業務委託者選定に係るコンペティションの実施 (商工労働総務課)

### ○ 正誤

平成18年7月21日付け和歌山県報第1777号入札公告中

## 告 示

### 和歌山県告示第987号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成18年9月24日まで縦覧に供する。

平成18年8月8日

和歌山県知事 木村良樹

#### 1 申請年月日

平成18年7月24日

#### 2 名称

特定非営利活動法人はまゆう作業所

#### 3 代表者の氏名

中山篤

#### 4 主たる事務所の所在地

田辺市上屋敷2丁目18番6号

#### 5 定款に記載された目的

この法人は、障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことのできるよう、「働く場の保障」をすると共に、必要な障害福祉サービス支援を行い障害者および障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

### 和歌山県告示第988号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成18年8月8日

和歌山県知事 木村良樹

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年月日
有歯 29-2	ながたに歯科	有田郡湯浅町湯浅145 6-7	平成 18.6.30

### 和歌山県告示第989号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成18年8月8日

和歌山県知事 木村良樹

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年月日
有歯 42-18	医療法人若葉会な がたに歯科	有田郡湯浅町湯浅145 6-8	平成 18.7.1

### 和歌山県告示第990号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の9第1号の規定に基づき公示する。

平成18年8月8日

和歌山県知事 木村良樹

指定事業者番号	氏名 (法人の場合には、申請者の名称)	住所 (法人の場合には、主たる事務所の所在地)	法人の場合には、代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日 (指定の有効期間の満了の日)
3071200897	和歌山高齢者生活協同組合	和歌山市中之島782	中西優	ケアセンターおたっしや倶楽部那賀事業所	紀の川市上野299-1	介護予防訪問介護	平成18.8.1 (平成24.7.31)
3071700011	株式会社和通	和歌山市黒田279-4	中田寛宏	ケアランド紀の川	紀の川市豊田43-5	介護予防訪問介護	平成18.8.1 (平成24.7.31)

和歌山県告示第991号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、

同法第85条第1号の規定に基づき公示する。

平成18年8月8日

和歌山県知事 木村良樹

指定事業者番号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日 (指定の有効期間の満了の日)
3070105535	医療法人真正会	和歌山市北中島1-5-1	龍神正彦	りゅうじん居宅介護支援センター	和歌山市北中島1-5-1	居宅介護支援	平成18.8.1 (平成24.7.31)
3070105543	医療法人弘愛会	和歌山市古屋63	黒田弘	居宅介護支援事業所こすも	和歌山市つつじが丘7-3-2	居宅介護支援	平成18.8.1 (平成24.7.31)
3071100352	有限会社ラポール	和歌山市六十谷208-26	丸山一起	ケアプランセンターリアン	海草郡紀美野町小畑371-3	居宅介護支援	平成18.8.1 (平成24.7.31)
3071800035	有限会社ケイ・ピー・ジー	岩出市西国分515-2(901号)	北口時雄	カンロ介護支援事業所	岩出市西国分515-2(901号)	居宅介護支援	平成18.8.1 (平成24.7.31)

和歌山県告示第992号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78

条第1号及び第115条の9第1号の規定に基づき公示する。

平成18年8月8日

和歌山県知事 木村良樹

指定事業者番号	氏名 (法人の場合には、申請者の名称)	住所 (法人の場合には、主たる事務所の所在地)	法人の場合には、代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日 (指定の有効期間の満了の日)
3070105550	オーアンドケイ有限公司	和歌山市延時147-39	小上晋司	ネクストライフ	和歌山市加納220	訪問介護・介護予防訪問介護・通所介護・介	平成18.8.1 (平成24.7.31)

						護予防通所 介護	
3070105568	株式会社おたすけ ママ	和歌山市湊通丁南 1-3-10	田尻二美	ケアチームおた すけママ	和歌山市北土佐丁3 7	訪問介護・ 介護予防訪 問介護	平成 18.8.1 〔平成 24.7.31〕
3070105576	特定非営利活動法 人咲きやグループ	和歌山市津秦168- 9	高橋純代	咲きやグループ 訪問介護事業所	和歌山市津秦168-9	訪問介護・ 介護予防訪 問介護	平成 18.8.1 〔平成 24.7.31〕
3071300655	有限会社フリーポ ケット	伊都郡かつらぎ町 佐野963-7	前田記公子	ケアサービスフ リーポケット	伊都郡かつらぎ町 佐野963-7	訪問介護・ 介護予防訪 問介護	平成 18.8.1 〔平成 24.7.31〕
3071400620	社会福祉法人和生 福会	海南市船尾115-59	武久洋三	平成デイサービ スセンター海南	海南市孟子709-1	通所介護・ 介護予防通 所介護	平成 18.8.1 〔平成 24.7.31〕
3071800050	有限会社メディカ ル・ギア・エクウ ィPMENT	紀の川市桃山町最 上1206-7	上住道人	デイサービス・ トレーニングセ ンターこんにち は	岩出市吉田242-9	通所介護・ 介護予防通 所介護	平成 18.8.1 〔平成 24.7.31〕
3072200698	特定非営利活動法 人市民活動ネット ワーク田辺	田辺市下屋敷町1- 78	武田正邦	デイサービスセ ンターあおい	田辺市下屋敷町1-7 8	通所介護・ 介護予防通 所介護	平成 18.8.1 〔平成 24.7.31〕
3070103167	社団法人和歌山県 柔道整復師会	和歌山市太田143- 4	原正和	和柔整レンタル サービス	和歌山市太田143-4	特定福祉用 具販売・特 定介護予防 福祉用具販 売	平成 18.8.1 〔平成 24.7.31〕
3071400224	株式会社坂本ふと ん店	海南市日方1521-6	坂本真一	株式会社坂本ふ とん店	海南市日方1521-6	特定福祉用 具販売・特 定介護予防 福祉用具販 売	平成 18.8.1 〔平成 24.7.31〕

和歌山県告示第993号

和歌山県立高等技術専門校規則(平成5年和歌山県規則第26号)第2条第1項の規定により、高等技術専門校の訓練課程、訓練科、訓練期間及び定員を次のように定め、平成19年4月1日から実施する。

なお、平成18年和歌山県告示第818号(高等技術専門校の訓練課程等)は平成19年3月31日限り廃止する。

平成18年8月8日

和歌山県知事 木村良樹

名 称	訓練の種類	訓 練 課 程	訓 練 科	訓練期間	定員(人)	
					1年	2年
和歌山産業技術専門学院	普通職業訓練	普通課程(高卒)	自動車工学科	2年	20	20
			情報技術科	1年	10	
			理容科	2年	15	15
			メカトロニクス科	2年	15	15
			建築工学科	1年	20	
		普通課程(中卒)	デザイン木工科	2年	15	15
		短期過程	総合実務科	1年	20	

田辺産業技術専門学校	普通職業訓練	普通課程(高卒)	自動車工学科	2年	15	15
			観光ビジネス科	1年	20	
			溶接板金科	1年	20	

和歌山県告示第994号

平成19年度に訓練を開始する産業技術専門学院の生徒を次のとおり募集する。

平成18年8月8日

和歌山県知事 木村良樹

1 募集定員等

名称	訓練の種類	訓練課程	訓練科	訓練期間	定員
和歌山産業技術専門学校	普通職業訓練	普通課程(高卒)	自動車工学科	2年	20人
			情報技術科	1年	10人
			理容科	2年	15人
			メカトロニクス科	2年	15人
			建築工学科	1年	20人
		普通課程(中卒)	デザイン木工科	2年	15人
	計				95人
田辺産業技術専門学校	普通職業訓練	普通課程(高卒)	自動車工学科	2年	15人
			観光ビジネス科	1年	20人
			溶接板金科	1年	20人
		計			
	合計				150人

2 応募資格

(1) 普通課程(高卒)

学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校を卒業した者(平成18年度卒業予定者を含む。)又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者で、35歳以下の者であること。ただし、自動車工学科と理容科については、高等学校以上を卒業した者に限る。

なお、理容科については、学校教育法による中学校を卒業した者も受験可能とする。

(2) 普通課程(中卒)

学校教育法による中学校を卒業した者(平成18年度卒業予定者を含む。)又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者で、35歳以下の者であること。

なお、この課程の訓練期間は2年間とする。

3 応募手続

(1) 入校願書は、県内の公共職業安定所及び各高等技術専門校に備えている。

(2) 入校願書は、居住地を管轄する公共職業安定所へ提出すること。ただし、平成18年度高等学校卒業予定者は、在学している高等学校を経由して入校を希望する高等技術専門校に提出するものとする。

(3) 平成18年度中学校及び高等学校卒業予定者以外の応募者は、医師の診断書を入校願書に添付すること。

(4) 自動車工学科及び理容科を希望する者は、最終学歴を証明する書面を入校願書に添付すること。

(5) 受験料は、2,200円とする(入校願書に和歌山県収入証紙を貼付)。

4 募集日程

区分	受付期間	選考日時	選考方法	選考場所	合格発表
10月選考	平成18年10月2日(月)から平成18年10月11日(水)まで	平成18年10月20日(金)午前9時30分	筆記試験(国語・数学)及び面接	入校を希望する各高等技術専門校(田辺産業技術専門学校溶接板金科の受験を希望する者は、新宮高等	平成18年10月24日(火)午後3時

2月選考	平成19年1月12日(金)から平成19年1月23日(火)まで	平成19年2月6日(火)午前9時30分	筆記試験(国語・数学)及び面接	技術専門校でも受験できる。)	平成19年2月9日(金)午後3時
------	--------------------------------	---------------------	-----------------	----------------	------------------

(注) なお、2月選考の募集人員等は、10月選考の状況等に  
 応じて決定する。

- (1) 合格者には本人あて通知する。ただし、平成18年度  
 中学校又は高等学校の卒業予定者については、当該学  
 校を経由する。
- (2) 選考日には筆記用具及び昼食を持参し、午前9時ま  
 でに集合すること。

5 入学日時

平成19年4月9日(月)午前10時

6 訓練経費

- (1) 入学金 5,650円
- (2) 授業料 年額115,200円
- (3) 訓練科によって異なるが、教科書代、実習服代、個人  
 が所有する工具代及び資格取得に要する実費等が必要で  
 ある。

7 訓練期間中の援護措置

- (1) 一定の条件を満たす者は、授業料の減免措置の適用  
 がある。
  - (2) 実習に必要な機械器具等は、無料で貸与する。ただ  
 し訓練科により一部自己負担とする。
  - (3) 交通機関利用者には、学生割引が適用される。
  - (4) 雇用保険受給者で公共職業安定所長の指示を受けて  
 入学した者には、引き続き訓練修了まで雇用保険の支  
 給が延長される。
  - (5) 公共職業安定所長の指示を受けて入学した者には、  
 別に定める訓練手当が支給される。ただし、雇用保険  
 受給者は除く。
  - (6) 生徒は、所得基準によって技能者育成資金の貸付け  
 を受けることができる。ただし、雇用保険及び訓練手  
 当受給者は除く。
  - (7) 職業訓練生災害保険にわずかな費用で加入できる。
- 8 修了により取得できる資格及び受験資格等

(1) 修了により取得できる資格等

課 程	訓 練 科	取得資格等	要 件	参 考
普通課程	全科目	技能士補	修了時に行う職業能力開発促進法(昭 和44年法律第64号)に基づく技能照査 の合格者	2級技能検定学科試験の免除 メカトロニクス科、建築工学科、溶接板金科 及びデザイン木工科の修了者で、技能士補の 資格を有するもの
全課程	全科目	労働安全衛生 法に基づく各 種技能講習及 び特別教育	産業技術専門学院又は登録教習機関が 行う講習の修了者	

(2) 修了により取得できる受験資格

資格免許	課程	修了した訓練科	修了による受験資格等	左に対する一般受験者の資格
2級技能検定	中卒2年	デザイン木工科	技能照査合格者は学科試験免除。 実技はすぐに受験可	実務経験2年
	高卒2年	メカトロニクス科		
	高卒1年	建築工学科、溶接板金科		
理容師	高卒2年	理容科	学科試験、実技試験ともすぐに受 験可	通信教育3年修了後
2級自動車整備士	高卒2年	自動車工学科	実技試験免除。学科試験のみ受験 可	3級取得後実務経験3年
職業訓練指導員試 験	高卒2年	全科目	実務経験2年	高卒実務経験5年  中卒実務経験8年
	高卒1年			
	中卒2年			
安全管理者	高卒2年 高卒1年 中卒2年	工学系科目	実務経験5年	
衛生管理者	同上	全科目	実務経験3年	

木材加工用機械作 業主任者	高卒1年	建築工学科	実務経験2年、講習科目のうち一部 免除	
	中卒2年	デザイン木工科		
2級建築士及び木造 建築士	高卒1年	建築工学科	実務経験3年	実務経験7年

和歌山県告示第995号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、畑田池土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成18年8月8日

和歌山県知事 木村良樹

1 就任した役員

職名	氏名	住所
理事	米坂満男	橋本市神野々752番地
理事	中面定信	橋本市神野々386番地
理事	堀西光治	橋本市神野々360番地
理事	赤坂圭造	橋本市神野々803番地
理事	藤川嘉明	橋本市岸上202番地の3
理事	高崎徳重	橋本市神野々289番地の2
理事	野口信昭	橋本市神野々383番地
理事	絹川幸治	橋本市岸上407番地
監事	戌亥功	橋本市野536番地の2
監事	米坂佳久	橋本市神野々410番地

2 退任した役員

職名	氏名	住所
理事	米坂満男	橋本市神野々752番地
理事	中面定信	橋本市神野々386番地
理事	赤坂圭造	橋本市神野々803番地
理事	南出吉美	橋本市岸上271番地
理事	堀西光治	橋本市神野々360番地
理事	高崎徳重	橋本市神野々289番地の2
理事	野口信昭	橋本市神野々383番地
理事	絹川幸治	橋本市岸上407番地
監事	戌亥功	橋本市野536番地の2
監事	米坂佳久	橋本市神野々410番地

和歌山県告示第996号

農林水産大臣から次のように保安林の指定の解除をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により、告示する。

平成18年8月8日

和歌山県知事 木村良樹

- 解除予定保安林の所在場所 海草郡紀美野町長谷宮字柳生谷1060の1
- 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 解除の理由 道路用地とするため

和歌山県告示第997号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第13条第1項の規定により、南海橋本林間田園都市第三-6地区土地区画整理事業に係る終了について認可したので、同条第4項において準用する同法第9条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成18年8月8日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 施行者の名称 南海電気鉄道株式会社
- 2 事業施行期間 平成12年12月8日から平成19年3月31日まで
- 3 施行地区 橋本市隅田町垂井の一部
- 4 土地区画整理事業の名称 南海橋本林間田園都市第三-6地区土地区画整理事業
- 5 事務所の所在地 大阪市中央区難波五丁目1番60号
- 6 施行認可の年月日 平成12年12月8日
- 7 終了認可の年月日 平成18年8月8日

公 告

公 告

平成18年度実施予定の和歌山県中小企業近代化資金貸付金債権管理回収に係る業務委託について、コンペティション方式により委託業者の選定を行うので、公告する。

平成18年8月8日

和歌山県知事 木村良樹

1 概要

- (1) 業務名  
平成18年度和歌山県中小企業近代化資金貸付金債権管理回収業務
- (2) 業務内容  
債権アドバイザー業務及び債権管理回収業務
- (3) 予算上限額は、4,200千円(消費税及び地方消費税の額を含む。)とする。
- (4) コンペティションの実施方法

ア 参加希望申出書の提出

コンペティションに参加を希望する者は、参加希望申出書を平成18年8月17日(木)午後5時までに提出し、仕様書の配布を受けること。

なお、参加希望申出書に関する件については、和歌山県商工労働部商工政策局商工労働総務課償還指

導室に問い合わせるものとする。

イ 企画提案書の提出

企画提案書の提出期限 平成18年8月24日(木)午後5時

ウ 参加希望申出書及び企画提案書の提出場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県商工労働部商工政策局商工労働総務課償還指導室

エ プレゼンテーション(審査会)

(ア) 企画提案書に対してプレゼンテーションを実施する。ただし、参加者が多数に上る等のときは、企画提案書のみによる事前審査を行う場合もある。

(イ) プレゼンテーションでは、企画提案書の内容確認及び説明ヒアリングを実施する。

(ウ) プレゼンテーションの日程、場所等は、別途通知する。

(5) 委託期間

契約締結日から平成19年3月31日まで

2 資格要件に関する事項

コンペティションに参加できる者は、次に掲げるすべての要件を満たす者であること。

(1) 債権管理回収業に関する特別措置法(平成10年法律第126号)第3条に規定する法務大臣の許可を受けた株式会社であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(3) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されていない者であること。

(4) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。

(5) 税金を滞納していない者であること。

3 問い合わせ先

郵便番号 640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県商工労働部商工政策局商工労働総務課償還指導室

電話番号 073-441-2765

ファクシミリ番号 073-432-4409

正 誤

正 誤

平成18年7月21日付け和歌山県報第1777号入札公告中

ページ	段	行目	誤	正
9	右	下から19	契約金額	金額